

港区災害時受援・応援計画（概要版）

I 総論（P. 1～12）

1 計画の目的（P. 2）

本計画では、区内で大規模災害が発生した際の他自治体等からの人的・物的資源の受入れや、被災自治体への人的・物的資源の提供を確実に実施していくための基本的な考え方や体制、手順等を定める。また、本計画では、「受援」と「応援」を次のように位置づける。

種別	位置づけ
受援	災害時に、他自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの応援団体から、人的・物的資源を受け入れ、効果的に活用すること。
応援	災害時に、被災自治体へ人的・物的資源を提供すること。

2 計画の位置づけ（P. 3）

本計画は、港区業務継続計画（震災編）（以下「BCP」という。）と連動したものと位置づけ、同計画に定める緊急時優先業務の実施時に不足する人的・物的資源を補完するためのものである。

3 計画策定のポイント（P. 4）

- （1）過去の大規模災害等を踏まえた受援の組織体制の整備
- （2）令和6年能登半島地震を踏まえた実効性の向上
- （3）区の地域特性を踏まえた受援対象業務
- （4）全国の自治体や企業等からの積極的な受入れ及び区からの応援

4 計画の対象期間（P. 9）

令和6年能登半島地震において、地震発生から復旧期である1か月が経過した後においても、被災自治体では、緊急時優先業務や避難所の開設が続くとともに、避難所を閉鎖した後の住民の生活支援が課題となっていた状況も踏まえ、受援応援計画の対象期間は、避難所開設の長期化や新たな課題にも的確に対応していくため、発災から3か月までを目安とする。

ただし、災害の規模や被害の状況に応じて、3か月目以降も、柔軟に対応していくこととし、復興期として、確立した受援体制を維持しながら、他団体との連携、協力を途切れさせることなく、復旧復興の取組に生かしていくこととする。

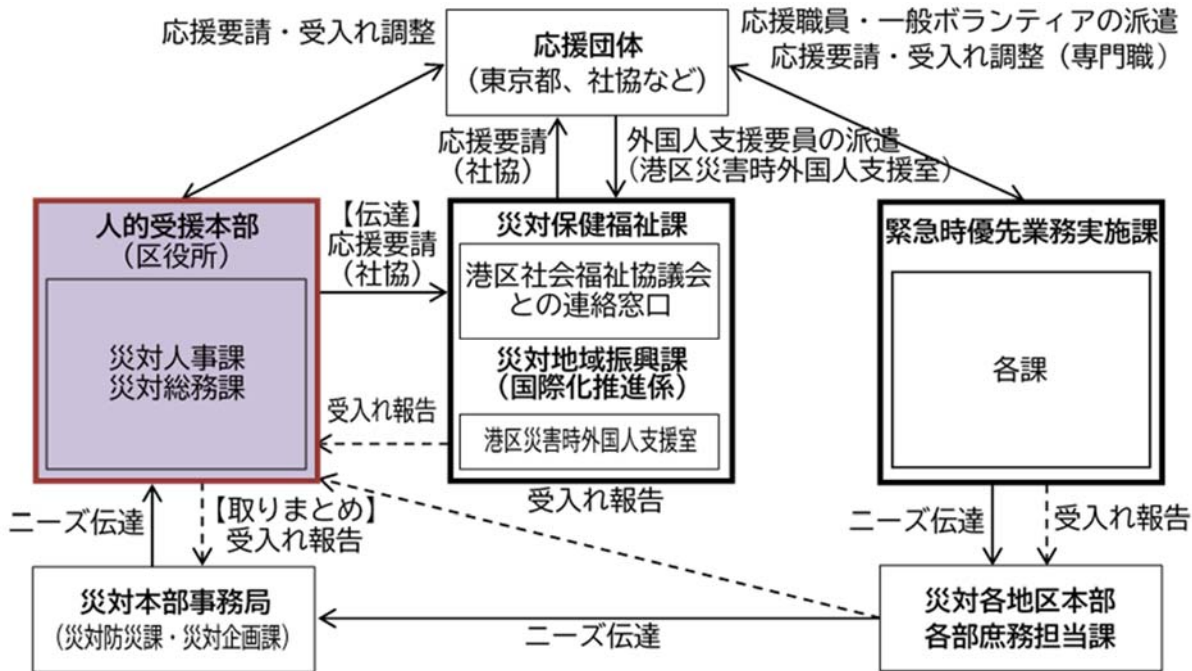
応援団体		期間	発災から 24時間以内	発災から 72時間以内	発災から 1週間以内	発災から 1か月後	発災から 3か月
人的受援	自衛隊						
	警察・消防						
	東京都						
	災害時協力協定締結団体						
	ボランティア						
物的受援							
人的・物的応援（区）							

※破線部は、当該期間において既に区及び応援団体または被災自治体の体制が確立されていれば、受援・応援が開始される可能性があることを示している。

II 人的受援（P. 13～39）

1 体制の整備（P. 19）

BCP及び本計画の発動後、災対人事課は、災対総務課と協力し、速やかに「人的受援本部」を立ち上げ、全庁的に緊急時優先業務を実施するため、区職員の配置換えを行うほか、東京都や港区社会福祉協議会などの応援団体からの応援職員・ボランティアの配置を行う。



2 対象業務の選定（P. 23）

本計画では、他自治体等からの人的受援を重点的に受け入れるべき業務を「受援対象業務」と位置づけ、BCPに定める緊急時優先業務の中から、過去の災害経験や区の特性を踏まえた12業務を選定した。

業務名	備考
災害マネジメント	東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の災害経験から、特に応援職員の受入れが必要とされる業務
避難所運営	
災害廃棄物の処理・がれき仮置き場管理	
住家の被害認定調査	
り災証明書の交付	
被災者支援・相談業務	
被災建築物応急危険度判定（がけ・擁壁点検含む）	
健康相談・保健所指導等業務	
応急仮設住宅入居者の募集・受付業務	
区民避難所から居宅、応急仮設住宅、ホテル等への自立生活移行支援	
外国人支援	区の特性上、重点的に対応すべき業務
高層住宅も含めた在宅避難者支援	

発災時には、協定に基づき、自治体や民間事業者等協定締結の相手方から支援を迅速かつ円滑に受けられるよう、事業者の協力の下、協定に基づく受け入れ手順の確認や訓練を実施する。